

霧島市新市まちづくり計画の変更について

合併特例債の起債可能期間を延長するため、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条第7項の規定に基づき、別紙のとおり霧島市新市まちづくり計画を変更することについて、議会の議決を求める。

平成30年11月27日提出

霧島市長 中 重 真 一

（提案理由）

東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第19号）の施行に伴い、合併特例債を起すことができる期間が合併年度及びこれに続く20年度とされたことから、引き続き、市町合併に起因する事業、本市の一体性の確立や均衡ある発展に寄与する事業等に取り組むに当たり合併特例債を活用するため、霧島市新市まちづくり計画を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(別 紙)

霧島市新市まちづくり計画10ページ中第1章 序論 (3) 合併の必要性 ◎合併の効果 (2) 合併による国・県の支援「●合併特例債 (350億円)」を「●合併特例債 (500億円)」に、建設事業費分「331億円」を「481億円」に、同計画11ページ中(4) 新市のまちづくり計画策定の方針 3) 計画の期間中「合併年度及びその後の15年間 (平成17年度～平成32年度)」を「合併年度及びその後の20年間 (2005年度～2025年度)」に改め、同計画40ページ中第5章 新市まちづくり基本計画 (1) 活力ある都市づくり (社会基盤の整備) ③情報ネットワークを活かした都市づくり ■主要施策主な事業に「超高速ブロードバンド整備事業」を加え、同計画58ページ中 第9章 財政計画を次のように改める。

変 更 後	変 更 前
第1章 序論 (3) 合併の必要性	第1章 序論 (3) 合併の必要性
10ページ (2) 合併による国・県の支援 ●合併特例債 (500億円) 建設事業費分…481億円 (借入限度額546億円) 基金造成費分… 19億円 (借入限度額38億円)	10ページ (2) 合併による国・県の支援 ●合併特例債 (350億円) 建設事業費分…331億円 (借入限度額546億円) 基金造成費分… 19億円 (借入限度額38億円)
11ページ (4) 新市のまちづくり計画策定の方針 3) 計画の期間 本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、 <u>合併年度及びその後の20年間 (2005年度～2025年度)</u> について定めるものとします。	11ページ (4) 新市のまちづくり計画策定の方針 3) 計画の期間 本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、 <u>合併年度及びその後の15年間 (平成17年度～平成32年度)</u> について定めるものとします。
第5章 新市まちづくり基本計画 (1) 活力ある都市づくり (社会基盤の整備)	第5章 新市まちづくり基本計画 (1) 活力ある都市づくり (社会基盤の整備)

<p>40ページ</p> <p>③情報ネットワークを活かした都市づくり</p> <p>■主要施策</p> <p>主な事業</p> <p>◆地域情報化計画策定（新規）</p> <p>◆新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業</p> <p>◆地域イントラネット基盤施設整備事業</p> <p>◆超高速ブロードバンド整備事業</p>	<p>40ページ</p> <p>③情報ネットワークを活かした都市づくり</p> <p>■主要施策</p> <p>主な事業</p> <p>◆地域情報化計画策定（新規）</p> <p>◆新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業</p> <p>◆地域イントラネット基盤施設整備事業</p>
--	---

第9章 財政計画

(1) 前提条件

2025年度までの財政運営の指針として、歳入・歳出の各項目毎に過去の実績及び今後の制度改正の影響などを反映させるとともに、併せて、今後も健全な財政運営を行うことを基本に、普通会計ベースで算定したものです。

1) 歳入

① 地方税

過去の実績及び現在判明している税制改正の影響などを考慮し推計しています。

② 地方譲与税

過去の実績及び現在判明している税制改正の影響などを考慮し推計しています。

③ 利子割交付金

過去の実績を基に推計しています。

④ 配当割交付金

過去の実績を基に推計しています。

⑤ 株式等譲渡所得割交付金

過去の実績を基に推計しています。

⑥ 地方消費税交付金

過去の実績及び現在判明している税制改正の影響などを考慮し推計しています。

⑦ ゴルフ場利用税交付金

過去の実績を基に推計しています。

⑧ 自動車取得税交付金

過去の実績及び現在判明している税制改正の影響などを考慮し推計しています。

⑨ 地方特例交付金

現行の制度が維持されるものとして推計しています。

⑩ 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）の段階的減少を考慮し推計しています。

特別交付税については、毎年度の当初予算額と同額で推計しています。

- ⑪ 交通安全対策特別交付金
過去の実績を基に推計しています。
 - ⑫ 国有提供施設等所在市町村助成交付金
過去の実績を基に推計しています。
 - ⑬ 分担金及び負担金
過去の実績を基に推計しています。
 - ⑭ 使用料及び手数料
過去の実績を基に推計しています。
 - ⑮ 国庫支出金
過去の実績に基づく財源割合を考慮し推計しています。
 - ⑯ 県支出金
過去の実績に基づく財源割合を考慮し推計しています。
 - ⑰ 財産収入
過去の実績を基に推計しています。
 - ⑱ 寄附金
過去の実績を基に推計しています。
 - ⑲ 繰入金
単年度収支で不足が生じる年度については、基金から繰り入れています。
 - ⑳ 繰越金
毎年度の当初予算額と同額で推計しています。
 - ㉑ 諸収入
過去の実績を基に推計しています。
 - ㉒ 地方債
臨時財政対策債は過去の実績から、その他については今後の普通建設事業費及び公債費の推移を考慮し推計しています。
- 2) 歳出
- ① 人件費
過去の実績及び現在判明している制度改正の影響などを考慮し推計しています。
 - ② 扶助費
過去の実績をもとに、年度毎の伸びを推計しています。
 - ③ 公債費
前年度までの借入に伴う償還額及び今後の借入に伴う償還額を見込んで推計しています。
 - ④ 物件費
過去の実績及び現在判明している制度改正の影響などを考慮し推計しています。
 - ⑤ 維持補修費

過去の実績をもとに推計しています。

⑥ 負担金、補助及び交付金等（補助費等）

過去の実績を基に財政収支上、実施可能な範囲で見込んで推計しています。

⑦ 繰出金

過去の実績を基に推計しています。

⑧ 投資及び出資金・貸付金

過去の実績を基に推計しています。

⑨ 積立金

過去の実績及び各基金の残高見込を基に推計しています。

⑩ 普通建設事業費

財政収支上、実施可能な範囲で見込んで推計しています。

⑪ 予備費

毎年度の当初予算額と同額で推計しています。